

パーキンソン病患者の公的支援制度

■ 支援制度

ホーン&ヤール重症度により、【医療費】【介護・福祉】で受けられる支援が異なります。
どのような支援制度があるかそれぞれ確認しましょう。

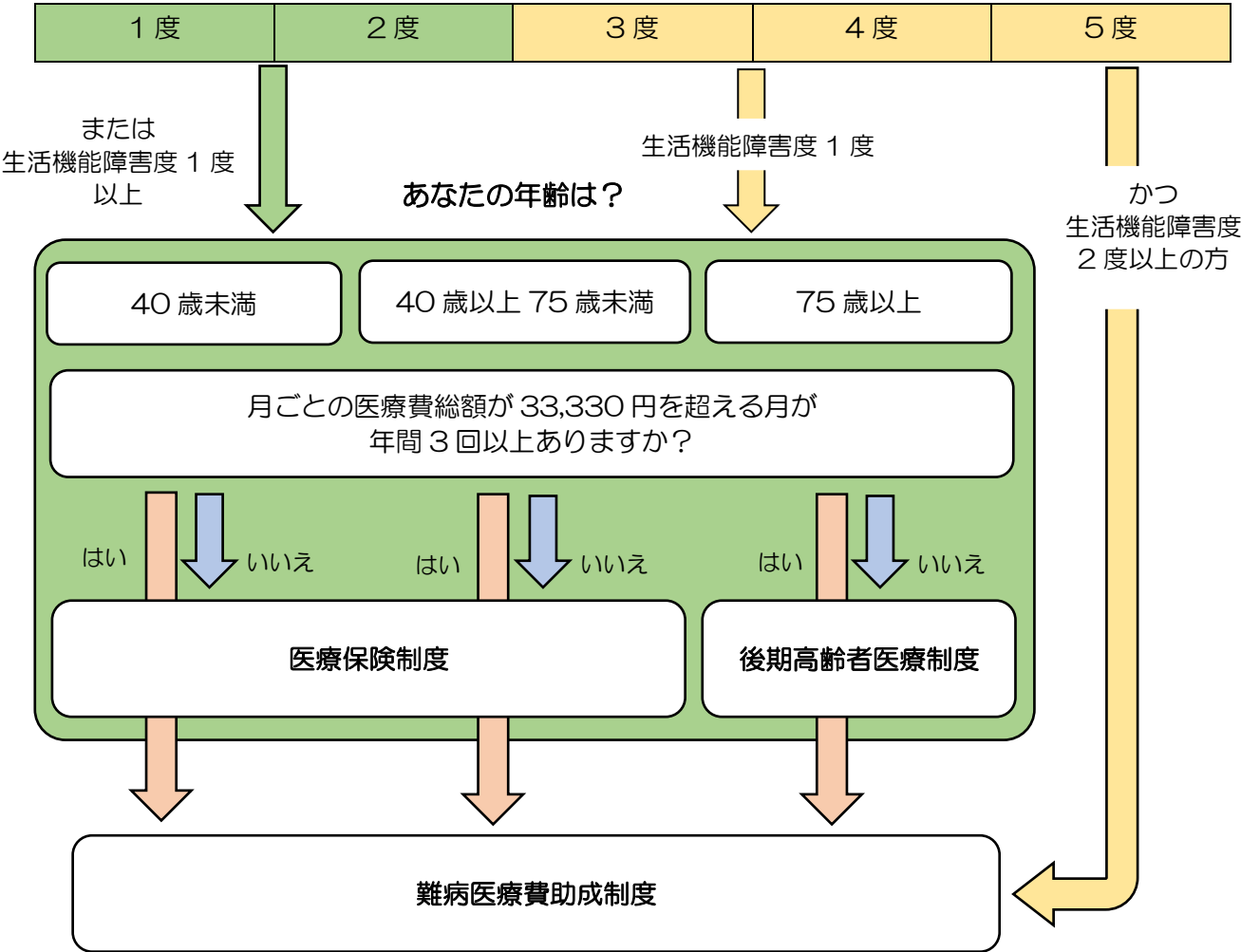
※ホーン&ヤール重症度、生活機能障害度については、担当医師に相談しましょう。

パーキンソンの症状による目安

ホーン&ヤール重症度		生活機能障害度	
1度	体の片側だけに手足のふるえや筋肉のこわばりがみられる 日常生活への影響はほとんどない	日常生活、通院にとほんど介助を必要としない	1度
2度	身体の両側の筋肉のこわばりや、両方の手足のふるえがみられる 日常生活や仕事がやや不便になる 介助は不要な状態		
3度	小刻みに歩く、すくみ足がみられるなど、 明らかな歩行障害が現れ、バランスを崩し転倒しやすくなる なんとか介助なしで日常生活は可能 職種によっては仕事は継続できる	日常生活、通院に部分介助を必要とする	2度
4度	立ち上がる、歩くなど、日常生活の動作が自力では困難となる 生活のさまざまな場面で介助が必要となる	日常生活に全面的介助を必要とし、自分だけで歩いたり、立ち上がったたりできない	3度
5度	車椅子が必要となる またはベッドで寝ている事が多くなる 日常生活では全介助が必要		

【医療費】

ホーン&ヤール重症度（担当の医師に相談しましょう）



※地域によって受けられる制度の基準が若干異なります。詳しくは市区町村の担当窓口や最寄りの保健所などにお問い合わせください。

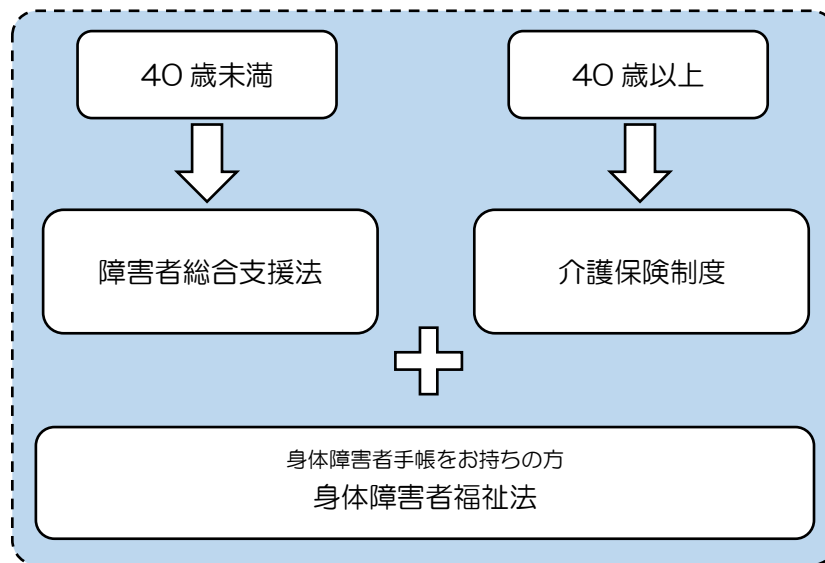
【介護・福祉】

ホーン&ヤール重症度（担当の医師に相談しましょう）

1度	2度	3度	4度	5度
----	----	----	----	----



あなたの年齢は？



※地域によって受けられる制度の基準が若干異なります。詳しくは市区町村の担当窓口や最寄りの保健所などにお問い合わせください。

※18歳未満の方は児童福祉法が基本となります。詳しくは市区町村の担当窓口や最寄りの保健所などにお問い合わせください。

■難病医療費助成制度

パーキンソン病で、ホーン&ヤール重症度3度以上で、かつ生活機能障害度2以上（※1）の方、または、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある方が対象。

（※1）日常生活、通院に部分的介助を要する、日常生活に全面的介助を要し、独立では歩行起立不能な状態

1. 相談・申請場所

地域の保健所

2. 申請手続きに必要な書類

診断書（臨床調査個人票）・申請書（特定医療費支給認定用）・公的医療保険の被保険者証のコピー
市町村民税の課税状況確認書類・世帯全員の住民票の写し

3. 手続き方法

- ① 担当医師（難病指定医）に診断書記載を依頼する
- ② 申請窓口（保健所）で申請手続きを行う

4. 自己負担限度額（月額/自己負担割合2割）

単位：円

	一般	高額かつ長期	
		1)	人工呼吸器等 装着者
生活保護	0	0	0
低所得Ⅰ 市町村民税非課税 本人年収80万円以内	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ 市町村民税非課税 本人年収80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ 市町村民税課税 7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ 市町村民税課税 7.1～25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得 市町村民税課税 25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時の食費	全額自己負担		

1) 月ごとの医療費総額が50,000円（自己負担2割りで10,000円）を超える月が年間6回以上の方

■医療保険制度

病気やケガをした時などの医療費を保険料から給付して、経済的な負担を軽減する事を目的とした制度。医療費の一部（※1）を負担する事で治療が受けられます。

（※1）70～75歳未満の方は2割負担、現役並み所得者は3割負担となります。

1. 対象者

75歳未満の方

2. 高額療養費

1ヶ月の医療費の自己負担額が、所得によって定められた限度額を超えた場合、市区町村の窓口申請する事により超過分を払い戻してもらう事ができます。

※入院時の食事代や差額ベッド代など、支給の対象にならないものがあります。

■後期高齢者医療制度

75歳以上の方と一定の障害のある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度による医療給付を受ける事になります。医療費の1割負担（※1）で治療が受けられます。

75歳の誕生日間近になると市区町村より後期高齢者医療費保険者証が交付されます。保険料は年金から徴収されます。

（※1）現役並みの所得（標準報酬月額28万円以上）は3割負担となります。

1. 対象者

75歳以上の方

一定の障害（※2）のある65歳以上75歳未満の方

（※2）平衡機能に著しい障害を有する方、上肢または下肢の機能に著しい障害を有する方など。詳しくは市区町村の窓口でご確認ください。

2. 高額療養費

医療保険制度同様、1ヶ月の医療費の自己負担額が、所得によって定められた限度額を超えた場合、市区町村の窓口申請する事により超過分を払い戻してもらう事ができます。

※入院時の食事代や差額ベッド代など、支給の対象にならないものがあります。

■介護保険制度

高齢者の介護を社会全体で支える制度。40歳以上の介護保険加入者が何らかの支援や介護が必要と認定されたとき、費用の1割（高所得者は2割または3割）（※1）を負担し介護サービスを受ける事ができます。

（※1）一定の所得のある者は2割、現役世代並みの所得のある者は3割の自己負担

介護の必要な度合いにより、非該当（自立）、要支援1～2、要介護1～5の区分に分けられます。その区分に応じた介護サービスを利用する事ができます。

詳しくは市区町村の担当窓口、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所にお尋ねください。

1. 対象者

65歳以上の方（第1号被保険者）

40歳～65歳未満で各医療保険に加入している特定疾病（パーキンソン病含む）の方

2. 相談・申請場所

市区町村の窓口

3. 申請者

本人・家族・居宅介護支援事業所のケアマネジャー・地域包括支援センター

■身体障害者福祉法

パーキンソン病の症状が進み、身体をうまく動かす事が困難となった場合、状態により身体障害者手帳の交付対象となります。

身体障害者手帳は1～6級の障害のある方に交付され、等級によって受けられるサービスの内容が異なります。詳しくは市区町村の担当窓口にお尋ね下さい。

1. 対象者

- ・視覚障害
- ・聴覚または平衡機能障害
- ・音声機能・言語機能または咀嚼機能障害
- ・肢体不自由
- ・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

2. 相談・申請場所

市区町村の窓口

■障害者総合支援法

介護給付、訓練給付、補装具、自立支援医療、地域による支援を受ける事ができます。

1. 相談・申請場所

市区町村の窓口

2. 利用できるサービス

①「自立支援給付」が利用でき、利用した費用の一部を支給してもらう事ができます。

●介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）

短期入所（ショートステイ）

重度訪問介護

療養介護

行動援護

生活介護

重度障害者等包括支援

施設入所支援

同行援助

経過的施設入所支援

●訓練等給付

自立訓練

就労移行支援

共同生活援助（グループホーム）

宿泊型自立訓練

●補装具

義肢、車椅子、歩行器、歩行補助の杖など

②地域生活支援事業：詳しくは市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、市区町村の担当窓口またはメイトウホスピタル地域医療連携室（代表Tel052-701-7000・直通Tel052-701-8881）までご相談下さい。

2023.3.1 作成

医療法人香徳会 メイトウホスピタル 地域医療連携室